

排水設備マニュアルの改定

令和7年1月マニュアルの改定をしますので、新マニュアルに沿った施工をお願いします。令和6年4月にも改定しておりますので、その内容もあわせて下記のとおりとなります。

※ 下記は、最新のマニュアルのページです（令和7年1月改訂版）

【令和6年4月改定分】

- ・ 農業集落排水の分離柵設置の記載削除 ※詳細説明
- ・ 完了検査方法について明記 ※詳細説明・・・P13
- ・ 捨印について・・・P1、2
- ・ 書き直し可能なペン使用不可・・・P1
- ・ 排水設備責任技術者登録番号の記載（申請書）・・・P2、P16（資料1）
- ・ 下水道に接続するガーデンパン設置条件（雨水流入をさせない）・・・P5
- ・ φ500コンクリート製公共柵に内副管で施工する場合・・・P6
- ・ 個別生活排水の雨水流入方法・・・P7
- ・ 排水槽（ポンプ圧送）について明記
※ 下水道排水設備指針と解説に準ずる・・・P7
- ・ ディスポーザーについて明記・・・P7
- ・ 防護コンクリートの考え方（推奨とする場合）・・・P7
- ・ 管内流速について明記・・・P8
- ・ トラップの選定方法（特に歯科医の考え方を明記）・・・P10
- ・ 溜トラップ柵の施工例について（資料4）・・・P20
- ・ 公共汚水柵等変更届出書（様式変更）（資料10）・・・P27～28

排水設備マニュアルの改定

【令和7年1月改定】

- ・ 外部水栓について ※詳細説明・・・P5
- ・ 排水管について ※詳細説明（枝管の口径）・・・P5
- ・ 排水ヘッダーの使用条件について明記 ※詳細説明・・・P6
- ・ 特殊な設備・器具の取扱い（カタログ等の写しの添付、事前協議）・・・P8
- ・ 現場あわせの竣工図への理由記入方法・・・P12
- ・ 検査済証のステッカー（排水設備等検査済証のみになる）・・・P14
⇒ 令和7年4月から ※詳細説明
- ・ 平面図境界線の記載方法（給水図面に準ずる）（資料2-1、2-2）・・・P17、18
- ・ 溜トラップ柵の枝管変更（ $\phi 75 \rightarrow \phi 50$ ）（資料4）・・・P20

※詳細説明資料【令和6年4月改定】

農業集落排水の分離柵設置について

農業集落排水について、台所には「分離柵」を設置しておりましたが、取付をしなくても処理に問題ないことが確認されましたので、分離柵の設置は公共下水道と同様必要ありません。

(今まで設置していたものを撤去したい場合)

⇒ 撤去後、「排水設備等撤去届出書」を提出してください。

完了検査方法の明記（P13）

排水設備の検査において、最後にトイレトーパーを入れて流す検査を行っていましたが、廃止します。

検査の方法は下記のとおりです。

- I 検査員の指示に基づき、立会人は起点から水を流す(起点が複数あれば、すべて流す)
- II 水道メーター番号、図面(竣工図面)と柵に間違いがないか検査員が確認
- III 鏡を入れて、主管、枝管等の確認(みずみち、水たまりがないか確認)

※ 検査員が2名の場合は、IIとIIIを同時に行います。

外部水栓について（P5）

改定前のマニュアルにおいて、「ガーデンパンの設置は汚水を出す意思表示とみなす」と記載しながらも、溜トラップ柵施工による下水道不接続も認めるという、あいまいな説明となっていたことから、下記のとおり整理いたします。

- ・ ガーデンパンの新設・既設どちらであっても、汚水を流すことがなければ下水道へは接続せず、浸透ますや側溝等へ流してください（平面図の該当箇所にその旨を記載）。
- ・ 洗剤などの使用が主で「**環境負荷が大きい使用が見込まれる場合**」のみ、ガーデンパンなどを設け下水道へ接続してください。

⇒ **外部水栓については、使用者の責任において排水を適切に処理するが基本となりますので、施工前に申請者へよく聞き取りをしてください。**

※詳細説明資料【令和7年1月改定】

排水管（枝管）について（P5）

屋外の排水管（枝管）については、下記に変更します。

- ・ 大便器：変更前 $\phi 100$ 以上 \Rightarrow 変更後 $\phi 75$ 以上
 - ・ その他、小便器含：変更前 $\phi 75$ 以上 \Rightarrow 変更後 $\phi 50$ 以上
- ※ 排水ヘッダーの流出管（排水管）については、下記に明記

排水ヘッダーについて（P6）

排水ヘッダーの設置条件を明記しました。

- ・ 資材製造会社がシステムとして供給しているものに限ること。
- ・ つまりを起こした時に、速やかに点検できるよう施工すること。
- ・ 適切な勾配を保ち、コンクリートなどの堅固なものに支持金具等で固定されていること。
- ・ 上記のほか、流出先の管径や柵への接続方法など、資材製造会社の定める施工方法等により、適切に設置すること。

【令和7年4月 下水道条例施行規程改正】

排水設備等検査済証について

令和7年4月1日より、完了検査後にお渡ししていた検査済証について下記のとおり変更となります。

- 水栓便所検査済証（青色のステッカー）の廃止
⇒ 排水設備等検査済証（白色のステッカー）に統一します。
- 排水設備等検査済証のサイズ変更
⇒ 現状縦4 cm、横6 cmだったものを、縦3.5 cm、横5 cm（水栓便所検査済証のサイズ）に変更します。
- 完成届の一部変更
⇒ 下部の「水栓便所検査済証番号及びNo.」を削除します。
ホームページに新しい様式をアップしますので、4月1日以降はそちらを使用してください。なお、ホームページからのダウンロードが難しい場合には、様式を窓口でお渡ししますので申出てください。